

三交協の現状

平成22年版／平成21年度決算



三重県交通共済協同組合

三交協の概要

■ 名 称	三重県交通共済協同組合（略称 三交協）
■ 所 在 地	三重県津市桜橋3丁目53番地の11
■ 設立年月日	昭和47年 6月28日
■ 出 資 金	250万円
■ 総 資 産	36億611万円
■ 組 合 員 数	500社
■ 事 務 局	18名

目 次

理事長からのご挨拶	1
1. 組織の概要	
組織図	2
役員	3
事業概要	4
事業概況	5
2. 組織の業務の運営について	
法令遵守・リスク管理の体制	6
共済事業の員外利用の管理体制	6
3. 資料編	
財務諸表	
(1)貸借対照表	9
(2)損益計算書	10
(3)剰余金処分計算書	11

本誌は、中小企業等協同組合法第61条の2及び同施行規則第166条に基づいて作成したディスクロージャー（情報開示）資料です。

ご 挨拶

～貨物運送事業者の皆さんとともに38年～

～私たちは、人にやさしい車社会の実現に努力します～

三重県交通共済協同組合（三交協）は、三重県下貨物運送事業者の皆さんの出資により設立された中小企業等協同組合法に基づく協同組合です。

三交協は、トラック運送事業者の自動車事故の防止に全力を注ぐとともに、組合員の万一の事故に際し、迅速かつ公正に被害者救済をモットーに自動車共済事業を経営する組織として、昭和47年に中部運輸局長の認可を得て設立されました。

以来、共済事業の基盤拡充と契約の増大、交通事故防止対策、迅速・公正な補償業務の推進を重点として、組合員の相互扶助の精神に基づき、その経営の安定と社会的・経済的地位の向上を目指して全力で取り組んでおります。

設立当初は、組合員231社、契約車両延べ579両でありましたが、貨物運送事業者の皆様のご理解とご協力により、現在（平成22年3月末）では、組合員500社、延べ契約台数17,257両と、事業が拡大し、財務基盤も確固たるものとなってまいりました。

最近のトラック業界を取り巻く経営環境は、極めて厳しく、トラック交通共済事業も損害保険業界との熾烈な競争により大変厳しい情勢下にあります。全国トラック交通共済協同組合連合会並びに全国各地の交通共済組合とともに、自動車事故の防止と交通事故の被害者救済に全力を傾け、人にやさしい車社会の実現を目指し、組合員が一丸となってこれからも頑張ってまいります。

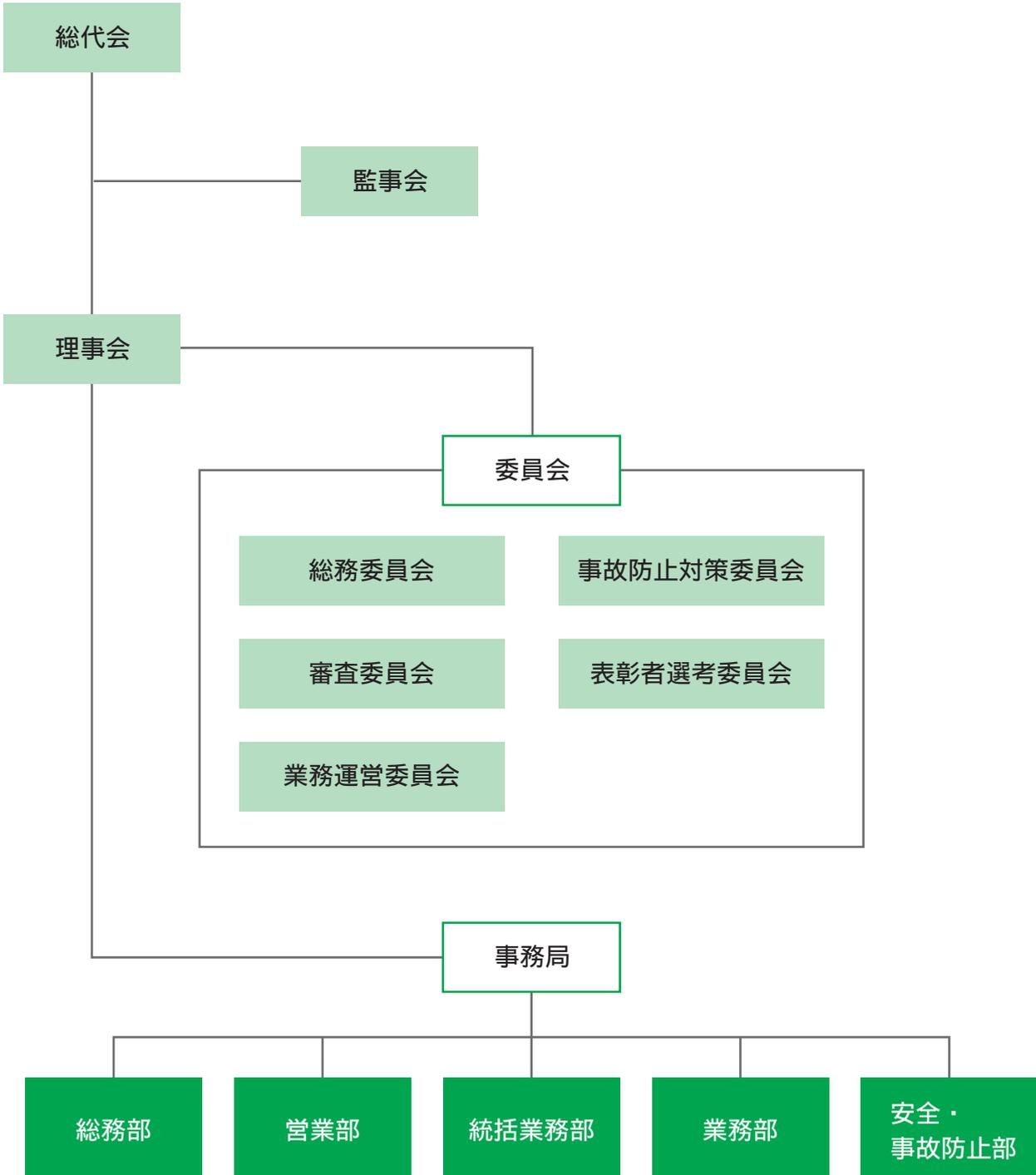
平成22年6月1日

三重県交通共済協同組合

理事長 小林 俊 二

1. 組織の概要

組織図 (平成22年6月1日現在)



役員 (平成22年6月1日現在)

理事長 小林 俊二

副理事長 水谷 憲司

” 金光 三郎

” 山口 信也

専務理事 中 一成

理 事 秋山 直行

” 仲井 靖雄

” 上田 泰爾

” 上村 廣和

” 伊井 雅春

” 谷 俊一

” 花田 正

” 西野 衛

” 小谷まゆみ

” 船木 修

” 岩佐 憲治

” 豊田 勉

” 西川 義春

” 笠井 博和

” 鈴木 勇

” 池田 潔

” 八木 康行

理 事 川口 昭

” 野呂 光

” 中東 利明

” 村田 泰教

” 鈴木 芳樹

” 茂谷 明

” 出馬 泰道

” 川面 長司

” 増田 君夫

” 丸山 治

” 松山 茂

” 奥村 典生

” 高山 善郎

監 事 橋本 喜弘

” 森 貢

” 川口 欣一

” 今井富久翁

地区支部別理事、監事及び総代の数

地区名	理事	監事	総代	地区名	理事	監事	総代	地区名	理事	監事	総代
桑員	3名		7名	松阪	5名	1名	12名	南紀	1名		2名
北勢	8名	1名	20名	南勢	3名		8名	員外	2名	1名	
鈴鹿	4名		11名	伊賀	3名		6名	計	35名	4名	81名
津	5名	1名	13名	紀北	1名		2名				

※員外理事2名を除く33名の理事は、総代を兼ねる。

事業概要

三交協は、主に次の事業を行い組合員の経営の安定と社会的、経済的地位の向上に貢献しております。

種 類		事業の内容
自動車共済	対人賠償共済	自動車事故によって他人を死亡または負傷させて損害賠償責任を負った場合、自賠責共済（保険）で支払われる共済（保険）金を超える額について共済金を支払います。
	対物賠償共済	自動車事故によって、相手方の自動車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与えて、損害賠償責任を負った場合、共済金を支払います。
	車両共済	契約車両が、衝突・接触・墜落などの事故により損傷したり、盗難にあった場合などに共済金を支払います。
	搭乗者共済	自動車事故によって搭乗中の者が死亡または負傷した場合、共済金を支払います。
自賠責共済	自動車損害賠償責任共済	「自動車損害賠償保障法」に基づいて、原則として全ての自動車に契約が義務付けられている共済の事業です。この共済は、自動車の運行によって他人を死傷させたために、車の所有者または運転者に損害賠償責任が発生した場合、共済金を支払います。共済金支払いの最高額は、被害者1名について死亡（3,000万円）、後遺障害3,000万円（1級）～75万円（14級）、傷害120万円です。 ただし、平成14年4月1日以降に発生した事故で、神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害の支払最高額は4,000万円（1級）、3,000万円（2級）となります。
	政府保障事業委託業務	交協連及び会員組合は、ひき逃げ・無保険による事故の被害者に対する政府保障事業の一部を国土交通省より委託を受け、業務を行っています。
交通事故防止事業		共済契約自動車の事故防止を推進するため、安全講習会の開催、コンピュータによる運転適性診断、トラック安全運転モデル事業所の設置、事故防止機器の導入促進制度等の多様な事故防止活動を実施しています。
損害保険代理店事業		三井住友海上火災保険の保険代理店として貨物補償制度を取扱っています。

事業概況 (平成21年度の業績について)

自動車保険業界が保険自由化以降、価格・サービス競争が激化している中、当組合は、貨物運送事業者の共済組合として、普遍的運営の重点として「契約の増大」と「交通事故防止」を掲げ、貨物運送事業の厳しい経営環境を踏まえ、情勢の変化に対応した的確な事業展開と経営基盤の強化に鋭意努めてまいりました。

共済契約は、既存契約組合員に対しプラス1台以上の増契約を呼び掛ける「ワン・モア・ワン運動」を展開し、また新規契約者割引制度による新規契約の獲得に取り組みましたが、トラック業界は厳しい経営環境にあり契約者の事業縮小、廃業などが相次ぎ、所期の努力目標の達成は車両共済のみで、共済掛金収入は、減収となりました。

事故発生の状況は、年度後半に死亡・重大事故が相次いで発生し、人身事故の発生件数は前年比で約4.6%増加しましたが、対物事故及び車両事故は、前年比で約5.0%、同11.8%とそれぞれ減少しました。

掛金の減収及び損害の増加により収支は、剰余金が当初見込み額の約半分に止まる結果となりましたが、契約組合員の皆さんに事業の利用に応じた配当を行います。

■主要な業務の状況を示す指標

(単位：千円)

項目	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益		2,486,823	2,709,825	2,434,789		
経常利益		119,863	98,186	35,239		
当期剰余金		109,784	90,194	33,458		
出資金		2,400	2,455	2,500		
出資口数 (口)		480	491	500		
純資産額 (純資産の部合計)		2,176,756	2,186,184	2,149,493		
総資産額 (資産の部合計)		3,636,553	3,625,406	3,606,111		
責任準備金残高		514,968	501,002	468,808		
貸付金残高		0	0	0		
有価証券残高		2,008,155	1,999,155	2,000,446		
ソルベンシーマージン比率 (%)		3241.7	3552.6	3734.9		
剰余金の配当の金額	利用分量配当	78,812	70,176	30,155		
職員数 (人)		20	20	18		
正味共済掛金		1,094,408	1,052,122	977,909		
員外利用割合 (%)		0.34	0.34	0.30		

2. 組織の業務の運営について

法令遵守・リスク管理の体制

□コンプライアンスの徹底

三交協では、組合員その他関係者の皆さまとの信頼関係を深めるため、コンプライアンスに係る基本方針及び運営体制を理事会において策定し、役職員は、策定されたコンプライアンス方針またはマニュアル等によって関係諸法令、内部規則、社会規範を常に遵守する風土の醸成を図り、コンプライアンスを正しく理解し、実践しています。

<コンプライアンス実施事項>

- 重要事項については、法令、定款等に従い必ず理事会・総会の議決事項として取扱っています。
- 決算関係書類、事業報告書については、監事会にて監査を行っています。
- 業務の執行に当り、コンプライアンス・マニュアル及び関係要綱等に従って業務を運営しております。
- 勧誘方針の策定・公表
 - ◆ 三交協では、組合員その他関係者の皆さまからご信頼をいただけるよう、トラック交通共済の勧誘にあたっての方針を定め、公表しています。【別紙1】参照。
- 個人情報保護
 - ◆ 三交協では、共済契約に関する組合員その他関係者の皆さまの個人情報をお預かりしています。
 - これらの情報については、「個人情報保護方針」を定め、この方針に基づき厳格な管理を実施しています。【別紙2】参照。

□リスク管理への取組み

共済事業においては、共済事故の多発等によるリスク、資産運用の価値変動によるリスク、内部管理体制の不備等によるリスク、コンピュータシステムのダウン等によるリスク等と様々なリスクを把握し、管理していくことが必要とされています。

三交協では、このようなリスクを十分認識し、関係経営の健全性を維持するため、リスク管理基本方針を定めるとともに各基本方針及び要綱等を制定し、リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

共済事業の員外利用の管理体制

三交協では、員外利用について、法令に従って厳正に管理し、法令に従った組合員資格の確認及び員外契約比率の点検を定期的に行っています。

【別紙1】

トラック交通共済の勧誘方針

組合員の皆様へのお知らせ

共済商品のお勧めにあたり、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、次の勧誘方針を定めましたので、ご案内いたします。

1. 共済契約のお勧めにあたっては、中小企業等協同組合法、金融商品の販売等に関する法律その他各種法令等を遵守し、適正に推進してまいります。
2. 組合員の皆様に共済内容を正しくご理解いただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員の皆様の意向と実情にそった適切な内容の共済が選択できるよう努めてまいります。
3. 共済契約のお勧めにあたっては、組合員の皆様のご意向にそって、無理のない時間帯や場所等の配慮に努めてまいります。また、組合員の皆様と直接対面しない共済推進（郵送等）を行う際にも、説明方法等を工夫し、組合員の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
4. 共済契約対象の事故が発生した場合には、迅速かつ適正な事故処理、共済金の支払に努めてまいります。
5. プライバシー保護の重要性を認識し、ご契約に関する情報等については、適正かつ厳正に管理してまいります。
6. 組合員の皆様のご要望・ご意見の収集に努めるとともに、それを今後の共済開発やお勧めに反映していくよう努めてまいります。

三重県交通共済協同組合
平成17年8月29日制定

【別紙2】

三重県交通共済協同組合個人情報保護方針

当組合では、組合員・契約者等の皆様からのご信頼をいただけるよう個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、次のとおり個人情報の適切な保護、管理、利用に努めております。

1. 個人情報の収集と利用

当組合では、交通共済・自賠責共済等の事業に関する必要最低限の情報を収集させていただきます。

収集させていただいた情報は、共済契約の締結、共済金等の支払い、各種サービスの提供、共済商品の開発・紹介等、交通共済・自賠責共済等の事業のために利用いたします。

2. 個人情報の第三者への提供

当組合では、次の場合を除いて、外部に個人情報を提供することはありません。

- ① 組合員・契約者等の皆様からの同意を得ている場合。
- ② 利用目的の達成のために必要な範囲で、業務委託先等に提供する場合。
- ③ 法令により必要と判断される場合。
- ④ 組合員・契約者等の皆様及び公共の利益のために必要とされる場合。

3. 個人情報の保護・管理

当組合では、個人情報の保護・管理のためアクセス管理等に適切な措置を講じています。

当組合では、組合員・契約者等の皆様の個人情報を正確に、新しいものにするよう適切な措置を講じています。

4. 開示・訂正のご依頼

当組合では、組合員・契約者等の皆様からの情報開示・訂正のご依頼があった場合は、特別の理由がない限り、回答・訂正いたします。

お問い合わせ窓口

三重県交通共済協同組合 (三交協)

電話 059-226-5437

3. 資料編

財務諸表

(1)貸借対照表

貸借対照表

平成22年3月31日

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金預金	711,525,785	共済契約準備金	1,386,544,983
現 金	93,719	支 払 備 金	917,736,000
当 座 預 金	39,919	責 任 準 備 金	468,808,983
普 通 預 金	211,392,147	共済事業負債	42,336,777
定 期 預 金	450,000,000	未 払 返 戻 金	4,344,725
積 立 定 期 預 金	50,000,000	未 払 再 共 済 掛 金	25,556,760
		未 払 業 務 委 託 費	1,383,000
有価証券	2,000,446,575	前 受 共 済 掛 金	5,235,570
国 債	200,446,575	共 済 仮 受 金	5,816,722
利 付 商 工 債	1,800,000,000		
共済事業資産	875,906,700	その他負債	3,435,956
受 取 手 形	67,950,084	未 払 金	1,972,713
未 収 共 済 掛 金	307,386,656	預 り 金	1,263,243
未 収 再 共 済 金	4,913,550	未 払 法 人 税 等	200,000
未 収 配 分 付 加 掛 金	3,628		
前 払 共 済 金	140,947,956	引当金	24,300,240
自 賠 立 替 金	130,096,826	退 職 給 与 引 当 金	24,300,240
支 払 備 金 見 返	224,608,000		
その他資産	12,035,819	負 債 合 計	1,456,617,956
関 係 先 出 資 金	7,000,000	出 資 金	2,500,000
未 収 金	4,843,999		
前 払 金	191,820	利益剰余金	2,146,993,811
固定資産	6,196,888	利 益 準 備 金	132,700,000
備 品 そ の 他	5,784,073	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,014,293,811
電 話 加 入 権	412,815	教 育 情 報 費 用 繰 越 金	10,000,000
		組 合 積 立 金	1,970,835,000
		当 期 未 処 分 剰 余 金	33,458,811
		(うち当期剰余金)	(33,439,872)
資 産 合 計	3,606,111,767	純 資 産 合 計	2,149,493,811
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,606,111,767

(2)損益計算書

損 益 計 算 書

平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目		費 用	収 益
経 常 損 益	経常収益		
	正味共済掛金		977,909,328
	受入配分付加掛金		16,892,007
	支払備金戻入		761,790,000
	責任準備金戻入		493,322,749
	受入再共済金		151,160,916
	受取代理店手数料		189,160
	資金運用益		29,338,691
	事故防止補助金		2,615,000
	その他経常収益		1,571,510
	経常費用		
	支払共済金	687,439,271	
	支払備金繰入	917,736,000	
	支払備金見返益	△ 224,608,000	
	支払備金見返戻入	149,135,000	
	責任準備金繰入	461,128,983	
	再共済掛金	189,226,820	
	支払代理店手数料	10,752,600	
	査定諸費	9,142,802	
事故防止対策費	13,102,659		
広報活動費	1,322,826		
コンピュータ費	4,454,205		
その他の費用	16,579,021		
一般管理費	163,373,072		
計	2,398,785,259	2,434,789,361	
	経常利益		36,004,102
特 別 損 益	特別利益		
	固定資産売却益		
	特別損失	764,230	
	固定資産売却損	764,230	
税引前当期純利益金額			35,239,872
法人税等充当額			1,800,000
当期純利益金額			33,439,872

(3)剰余金処分計算書

剰余金処分

平成22年3月31日

(単位：円)

I. 当期末処分剰余金

当期純利益金額	33,439,872
前期繰越利益	18,939
合 計	33,458,811

II. 組合積立金取崩額

教育情報費用取崩	10,000,000
----------	------------

III. 剰余金処分額

教育情報費用繰越金	8,000,000
組合積立金	5,000,000
利用分量配当金 (別紙3記載の配当基準による)	30,155,000
合 計	43,155,000

IV. 次期繰越剰余金

303,811

【別紙3】

利用分量配当金の計算基準

(1) 配当金計算の基礎となる期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間とする。

(2) 配当の対象

つぎの3項目を全て満たす組合員とする。

- ① 平成21年度末日において共済契約があり、且つ平成22年度においても中断無く共済契約を締結していること。
- ② 平成21年度の補償率が、80%未満であること。
- ③ 平成21年度を含む過去5カ年間の補償率が、通算して80%未満であること。

(3) 配当率

配当率は、平成21年度の補償率に応じて、2.5%～6%の範囲で算定する。

(4) 配当金の算定

配当金は、平成21年度中の共済掛金に配当率を乗じて算定する。



三重県交通共済協同組合

〒514-0003 三重県津市桜橋3丁目53番地の11
(三重県トラック会館2階)

電話 059 - 226 - 5437 (代)

FAX 059 - 228 - 9876

ホームページURL <http://www.sankokyo.or.jp/>